

少年・刑事財政基金に関する規程

(平成二十年十二月五日会規第八十六号)

改正 令和 五年 三月 三日

同 五年 一月 八日

(基金の設置)

第一条 本会は、少年保護事件付添援助事業及び刑事被疑者弁護援助事業の維持・発展のため並びに弁護士会が実施している当番弁護士制度、当番付添人制度、罪に問われた障がい者等の刑事弁護又は少年保護事件付添の活動を支援する制度並びに国選弁護制度及び国選付添人制度の更なる拡充のため現在の国選弁護人及び国選付添人の報酬基準では十分に賄われていない国選弁護人及び国選付添人の活動を支援する制度の維持・発展のために要する費用を補助するため、少年・刑事財政基金（以下「基金」という。）を設置する。

(特別会計の設置)

第二条 基金に関する会計は特別会計とし、その年度は本会計に準ずる。

(収入)

第三条 基金の収入は、次に掲げるものとする。

- 1 -

- 一 会員からの基金のための特別会費
- 二 会員及び会員外からの寄付金
- 三 基金の運用によって生ずる利息等の収入
- 四 法律援助基金特別会計からの繰入金
- 五 一般会計からの繰入金
- 六 少年保護事件付添援助事業及び刑事被疑者弁護援助事業に係る清算金その他基金から支出された金員の清算金

(基金の管理)

第四条 基金は、日本弁護士連合会会長が管理する。

(管理方法)

第五条 基金は、金融機関への預託その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(支出)

第六条 基金の支出は、次に掲げるものとする。

- 一 少年保護事件付添援助事業及び刑事被疑者弁護援助事業のための事業費及び事務費
- 二 少年保護事件付添援助事業及び刑事被疑者弁護援助事業を委託する場合の委託事業費及び委託事務費
- 三 弁護士会に対する少年保護事件付添援助事業及び刑事被疑者弁護援助事業に関する加算事業のための事業

- 2 -

費であつて次に掲げる費用の補助金

イ 刑事被疑者弁護援助事業の対象となる事件の逮捕段階において検察官又は裁判官に意見書を提出することにより勾留がなされなかった場合の活動に対する費用

ロ 本会が特に認めた費用

四 弁護士会に対する次の費用の補助金

イ 当番弁護士の初回接見及び当番付添人の初回面会に伴う費用

ロ 当番弁護士の初回接見及び当番付添人の初回面会に伴う通訳費用

ハ 当番弁護士の初回接見及び当番付添人の初回面会に関し、特別に支出を要した費用

ニ 罪に問われた障がい者等の刑事弁護又は少年保護事件付添に付随する福祉的な支援活動に伴う費用

ホ 国選辩护人又は国選付添人が負担する刑事事件又は少年保護事件の記録謄写費用を補助するための費用

ヘ 国選辩护人が専門家に依頼して行う鑑定に関する費用を援助するための費用

ト 取調べ等への辩护人の立会い及び立会い実現に向

- 3 -

けた活動を援助するための費用

2 前項第四号イからハまでに規定する当番弁護士及び当番付添人とは、弁護士会の指定に基づき、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）による辩护人又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）による付添人になるうとする者として、身体を拘束された被疑者又は被告人に接見し、又は身体を拘束された少年（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の規定により一時保護された少年を含む。）に面会した弁護士をいう。

3 前項に規定する接見及び面会には、接見又は面会のために、被疑者、被告人又は少年（以下「被疑者等」という。）の身体が拘束されている場所に赴いたにもかかわらず、被疑者等からの接見又は面会の拒絶、被疑者等の不在その他の事由により、接見又は面会できなかつた場合を含むものとする。

4 第一項第四号ニに規定する罪に問われた障がい者等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 障がいがある者又は障がいがある可能性を有する者であつて、福祉的支援が必要であると認められる被疑者、被告人又は少年保護事件の対象となつた少年

二 六十五歳以上の高齢者であつて、福祉的支援が必要

- 4 -

であると認められる被疑者又は被告人

5 第一項第三号及び第四号の補助金の支出は、弁護士会の申請に基づいて行う。

6 第一項第二号に規定する委託事業費及び委託事務費並びに第三号口及び第四号ハに規定する補助金の支出については、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

(規則への委任)

第七条 基金の支出の手続及び補助金の額については、別に定める規則による。

附 則

1 この規程は、平成二十一年六月一日から施行する。

2 当番弁護士等緊急財政基金に関する規程（会規第三十六号）は、廃止する。

3 この規程の施行の際における廃止前の当番弁護士等緊急財政基金に関する規程第二条の資産及び負債は、その時において第二条の特別会計に引き継がれるものとする。

附 則（令和五年三月三日改正）

第一条並びに第六条第一項第四号ニ（新設）、第二項及び第四項から第六項までの改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年一二月八日改正）

第一条並びに第六条第一項第三号及び第四号ホからトまで（新設）並びに第六項の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。